

## 前橋市兼任移住コンシェルジュ設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少及び少子高齢化等が進む前橋市（以下「市」という。）の課題解決に向けて、市に移住及び定住を検討している者に対して適切な情報提供や相談対応等の支援を行うため「地方自治体実施する移住・定住対策等の推進について」（令和7年4月2日付け総行応第134号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に基づき、前橋市兼任移住コンシェルジュ（以下「兼任コンシェルジュ」という。）の設置及び兼任コンシェルジュの活動について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市への移住者受入れ態勢の構築と定住を促進するため、他の主たる業務に従事する者がコンシェルジュ業務を兼務する兼任コンシェルジュを設置する。

### (活動内容)

第3条 兼任コンシェルジュは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 移住希望者への相談対応に関すること
- (2) 移住後のフォローに関すること
- (3) 移住に関する情報の発信及びPRに関すること
- (4) その他移住・定住促進事業に関すること

### (委嘱)

第4条 兼任コンシェルジュは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 前条に規定する役割の趣旨を理解し、その目的に沿った行動ができる者
- (2) 他の主たる業務に従事しながら移住・定住の促進に熱意を持って取り組み、移住を検討している者に寄り添った対応ができる者
- (3) 自身の経験を活かし、移住を検討している者に対し、情報提供や相談対応等の支援を行う意欲のある者
- (4) 市の生活環境、文化等を積極的に理解する意欲があり、主体的に取り組む者
- (5) 地域住民と移住者との間で、良好で円滑な関係を維持できるように調整及び支援をする意欲のある者
- (6) 市や専任移住コンシェルジュ等と連携しながら活動できる者
- (7) 移住に関する情報の発信やPR活動に意欲のある者
- (8) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができると認められた者

### (委嘱期間及び身分)

第5条 兼任コンシェルジュの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において委嘱された兼任コンシェルジュの委嘱期間は、当該年度の末日までとする。
- 3 兼任コンシェルジュは、市と委託契約を締結して、第3条に規定する活動を行うものとする。
- 4 兼任コンシェルジュは、市との雇用契約は存在しないものとし、前橋市職員の身分を有さな

い。

(業務委託)

第6条 兼任コンシェルジュの業務委託料は予算の範囲内を上限とする。

(活動の報告)

第7条 兼任コンシェルジュは、第3条に規定する活動の内容をまとめ、定期的に市長に報告しなければならない。

(解嘱)

第8条 市長は、兼任コンシェルジュが次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱期間の途中であっても、これを解嘱することができる。

- (1) 兼任コンシェルジュから委託契約解除の申出があったとき。
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は兼任コンシェルジュとしての職務を著しく怠ったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、兼任コンシェルジュとしての活動が継続できないと認められるとき。
- (4) 兼任コンシェルジュとしてふさわしくない行動が認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が兼任コンシェルジュとして適当でないと認めたとき。

(遵守事項)

第9条 兼任コンシェルジュは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年前橋市条例第43号）並びに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、委嘱期間終了後又は解嘱後も同様とする。
- (2) 業務上知り得る、個人情報の保護に関する法律第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の不当な利益若しくは目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (3) 市職員以外の者に個人情報を提供する場合は、第3条に掲げる業務の範囲内において、当事者の同意を得て行うこと。
- (4) 個人情報を市長の承諾なく複写又は複製しないこと。
- (5) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。
- (6) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(市の役割)

第10条 市長は、兼任コンシェルジュが活動を円滑に実施できるよう、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 兼任コンシェルジュの活動に関する総合調整に関すること。
- (2) 兼任コンシェルジュの活動に関する住民等への周知に関すること。
- (3) その他兼任コンシェルジュの円滑な活動に必要と認められること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、兼任コンシェルジュに関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。